

令和6年9月20日からの大雨について（第10報）

1 厚生労働省における対応

(1) 9/20 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

(1) 医療関係全般（9月25日 13時 00分時点）

各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（9/20）

9月 22日	石川県	EMIS 災害モードに切り替え
9月 21日	長野県	EMIS 警戒モードに切り替え。 ⇒9月22日 EMIS 警戒モード解除
9月 21日	三重県	EMIS 警戒モードに切り替え。 ⇒9月22日 EMIS 警戒モード解除
9月 21日	愛知県	EMIS 警戒モードに切り替え。 ⇒9月22日 EMIS 警戒モード解除
9月 21日	岐阜県	EMIS 警戒モードに切り替え。 ⇒9月22日 EMIS 警戒モード解除
9月 21日	山梨県	EMIS 警戒モードに切り替え。 ⇒9月22日 EMIS 警戒モード解除

(2) 医療施設の被害状況（9月25日 13時 00分時点）

石川県内の3医療機関（医科・病院及び有床診療所）で以下のとおり報告あったが全て復旧済み。（9/23）

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	3	0	3	0	0	0	1	0
七尾市(ななおし)	1	0	1	0	0	0	0	0
輪島市(わじまし)	1	0	1	0	0	0	1	0
穴水町(あなみずまち)	1	0	1	0	0	0	0	0

石川県内の3医療機関（医科・無床診療所）で以下のとおり報告があり、現在復旧に向けて対応中。（9/25）

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
	最大	現在	浸水等		停電		断水	
石川県	3	3	3	3	0	0	0	0
輪島市(わじまし)	3	3	3	3	0	0	0	0

(3) DMAT 派遣状況（9月25日 13時 00分時点）

石川県 DMAT 調整本部設置（9/22）

輪島保健医療福祉調整本部設置（9/22）

- ・石川県内にて DMAT 4 隊が活動中。
- ・中部ブロックの DMAT に対して、自動待機基準が適応され、各地で待機していたが、解除となった。（9/22）

(4) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係

都道府県、関係団体に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(9/20)。

現時点で被害報告無し。

(5) DPAT の活動状況

石川県：DPAT 調整本部立ち上げ（9月21日）

石川県内にて DPAT 1 隊が活動中。

(6) その他の医療班の活動状況（9月24日 12時 00分時点）

日赤救護班3班が石川県内で活動中。

3 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難などに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(9/20)

(1) 高齢者関係施設の被害状況

石川県輪島市において、1施設に床上浸水、1施設が停電し、1施設が断水中。上記被害があった施設において、人的被害なし。(9/23)

※本報告は入所系サービスのみの集計であり、県の公表資料と異なる場合がある。(9/24)

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	4	3	1	1	2	1	2	1
輪島市 (わじまし)	4	3	1	1	2	1	2	1
合計	4	3	1	1	2	1	2	1

(2) 障害者関係施設の被害状況

石川県輪島市において、3施設に床上浸水あり。上記被害があった施設において、人的被害なし。(9/22)

※本報告は入所系サービスのみの集計であり、県の公表資料と異なる場合がある。(9/23)

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
石川県	3	3	3	0	3	0	3	0
輪島市 (わじまし)	3	3	3	0	3	0	3	0
合計	3	3	3	0	3	0	3	0

4 保健・衛生関係

(1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(9/20)

日本透析医会災害時情報ネットワーク HP において、石川県の透析施設にて透析不可の状態であるとの情報を確認し、断水により透析不可となった当該施設の透析患者について、石川県と透析医会が中心となって受け入れ先の調整を行った(9/22)。9/22夕方に断水が解消したため、9/23より透析治療を再開した(9/23)。

(2) 人工呼吸器使用者の安否

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（9/20）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（9/20）。

現時点で被害報告無し。

(3) 被災者の健康管理

① DHEAT・保健師等の活動

各都道府県等に対し、大雨の影響による保健所等の被害情報の収集や連絡体制の確保を要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うにあたり、十分な対策を行うように依頼（9/20）。

・珠洲市の避難状況等の把握のため、県の保健師2名、事務職1名が派遣された（9/23）。

・輪島市の避難状況等の把握のため、県の保健師2名、事務職1名が派遣された（9/24）。

・今のところ保健所、地方衛生研究所等の被害報告無し（9/24）。

② 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。（9/21）

※「低気圧と前線による大雨に伴う災害に係る感染症予防対策等について」（令和6年9月21日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

(4) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出（9/21）。

※「【事務連絡】低気圧と前線による大雨に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和6年9月21日付け関係課連名事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/20）

- ・現時点の被害状況は以下のとおり。（9/24）

市町村名	被害 件数	被害状況別内訳				営業状況
		浸水等	断水	停電	その他	営業不可数
石川県	3	3	－	2	－	1
輪島市	3	3	－	2	－	1
合計	3	3	－	2	－	1

（2）輸血用血液製剤の供給

採血事業者（日赤）に対し、注意喚起するとともに、被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/20）。

現時点で被害報告なし。

（3）毒物劇物

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（9/20）。

現時点で被害報告なし。

6 介護保険関係

（1）被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/21石川県）
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（9/21）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出（9/21）。

（2）被災に係る介護報酬等の取扱いについて

- 要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（9/21）。

7 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（9/21）。 ※「低気圧

と前線による大雨に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」(令和6年9月21日付け保険局医療課事務連絡)を送付(9/21)。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生(支)局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」(令和6年9月21日付け保険局保険課事務連絡)を送付(9/21)。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について」(令和6年9月21日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡)を送付(9/21)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「低気圧と前線による大雨に伴う災害にかかる後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」

(令和6年9月21日付け保険局高齢者医療課事務連絡)を送付(9/21)。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施(9/21)。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生(支)局に要請(9/21)。

※「令和6年9月20日からの大雨に伴う災害にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和6年9月21日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡)を送付(9/21)。

8 障害者支援関係

- (1) 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応(被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど)について周知し、特段の配

慮を要請。(9/21 石川県)

(2) 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について

特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の被害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について、都道府県等に要請 (9/24)

9 労働関係

(1) 労働基準関係

○労働基準関係の業務運営について

各都道府県労働局に事務連絡を発出し、被災地域における労働基準関係の業務運営について指示 (9/21)。(事務連絡「自然災害時における労働基準関係行政の運営について(低気圧と前線による大雨に伴う災害)」)

①労災保険給付の請求について、事業主等の証明が受けられなくても請求書を受理する等の手続きの簡略化

②労働保険料等の納付について、事業主等からの申請に基づく猶予措置等の実施

③企業が倒産等し賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化

○労災年金担保債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の独立行政法人福祉医療機構のホームページにより周知。(9/24)

(2) 労働災害状況

・石川労働局管内工事現場において、能登半島地震からの復旧工事にあたっていた労働者1名が土砂崩れに巻き込まれて死亡(元請け事業者からの報告によるもの)。(9/22)

(3) 被災地域の労働者等への支援

・(独)労働者健康安全機構において専用のダイヤルを設け、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応 (9/24～)

(4) 勤労者生活関係

・労働金庫(ろうきん)通帳等のない場合の預金引き出し等及び特別融資の実施等 について、労働金庫のホームページにて周知(北陸労働金庫(9/24))

10 年金関係

○市町村等に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう周知について通知を発出するとともに、日本年金機構に

対しても指示。(9/21)

- 日本年金機構に対し、災害により被害を受けた適用事業所に対する厚生年金保険料等の納付の猶予制度等に係る周知について通知を発出するとともに、地方厚生局にも併せて通知を発出。(9/21)
- 年金担保債権管理回収業務及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務における返済条件の緩和等について、実施機関の（独）福祉医療機構のホームページにより周知。(9/24)

1 1 消費生活協同組合関係

- 国が所管する共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会に対し、災害救助法が適用された自治体において、①共済証書等を焼失又は流出した共済契約者に、簡易な確認方法をもって共済金の支払いの利便を図ること。②被災した共済契約者への共済金の支払いをできる限り迅速に行うよう配慮するとともに、共済掛金の払込猶予期間の延長等を行うこと。③共済契約の更新手続きにおいて猶予期間を設けることなどの取扱いが可能である旨通知を発出(9/24)。

1 2 災害ボランティア関係

- 災害救助法が適用された1県3市3町は、令和6年能登半島地震から引き続き(※1)、社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている。詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
石川県	ななおし 七尾市	1月10日(※1)	—
	わじまし 輪島市	1月25日(※1)	—
	すずし 珠洲市	1月2日(※1)	—
	しかまち 志賀町	1月9日(※1)	—
	あなみずまち 穴水町	1月10日(※1)	—
	の と ちょう 能登町	1月6日(※1)	—

※2 ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※3 募集範囲を当該市町内や同一県内在住者等に限っている場合がある。

以上